修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 ５１

第１　本市の災害応急組織《消防局防災課》

次の災害応急組織を全市単位又は区単位に編成する。

１　災害警戒本部

消防局長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。

２　災害対策本部

市長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害に対処するために設置し、水防活動、人命救助その他の災害応急活動を行う。

修　正　後

修　正　理　由

○　災害警戒本部設置前における大雨注意報等発表時の体制強化や、災害応急組織の体制を強化する旨や本部廃止後においても、本部の分掌事務のもとに応急対策を継続する旨を規定。

第１　本市の災害応急組織《危機管理室、各局等、各区》

次の災害応急組織を全市単位又は区単位に編成して対処する。なお、本部が廃止された場合であっても、継続している応急対策業務がある場合には、引き続き本部の分掌事務のもと継続するものとする。

１　注意体制

早期の情報収集体制を確保するため、必要な関係局・区等に職員を配置し、情報収集等を行う。

２　警戒体制

災害の発生を警戒するため、必要な関係局・区等に職員を配置し、気象情報、雨量予測等を情報収集するとともに、速やかに災害警戒本部に移行し得るよう準備等を行う。

なお、区役所にあっては、避難勧告が発令できる体制を確保すること。

３　災害警戒本部

⑴　市災害警戒本部

市災害警戒本部は、危機管理担当局長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織（区を除く。）を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。

⑵　区災害警戒本部

区災害警戒本部は、区長を本部長とし、区の組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害の発生を警戒するとともに、速やかに災害対策本部に移行し得るよう準備を行うために設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関への通報・連絡等を行う。

４　災害対策本部

⑴　市災害対策本部

市災害対策本部は、市長を本部長とし、市長事務部局のほか、行政委員会事務局等の通常の行政組織（区を除く。）を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害に対処するために設置し、水防活動、人命救助その他の災害応急活動を行う。

⑵　区災害対策本部

区災害対策本部は、区長を本部長とし、区の組織を基本として編成するものであり、大規模に及ぶおそれのある災害に対処するために設置し、水防活動、人命救助その他の災害応急活動を行う。

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 ５１

第２　勤務時間外における初動体制の確保《各局等、各区、消防局防災課》

１　消防局危機管理部の連絡体制

消防局長は、勤務時間外(広島市の執務時間に関する規則（平成３年10月８日規則第74号）で規定する執務時間以外の時間)の初動体制を強化するため、消防局通信指令室に専任で気象及び災害に関する情報の収集・伝達等に当たる職員（以下「危機情報収集等専任職員」という。）を配置するとともに、消防局危機管理当番　を設けて、毎日１名の職員を指名する。

指名された職員は、その勤務時間外においては、危機情報収集等専任職員から気象及び災害に関する情報を受けた場合は、直ちに登庁し、危機情報収集等専任職員と連携し、その情報の収集等を行い、消防局長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

２　各局・区等の連絡体制

各局・区長等は、必要に応じて情報収集等の初動対応を行う職員をあらかじめ指名することができる。

指名された職員は、消防局通信指令室等から気象及び災害に関する情報を受けた場合は、必要に応じて登庁し、その情報の収集等を行い、各局・区長等へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

修　正　後

修　正　理　由

○　災害警戒本部設置前における大雨注意報等発表時の体制を強化するため、危機管理室及び国初動対応を行う職員を配置し、情報収集等必要な対応を行う旨を規定

第２　勤務時間外における初動体制の確保《各局等、各区、危機管理室》

１　連絡手段

連絡手段は、電子メール及び電話により行うものとする。

なお、職員は、広島市防災情報メールに登録するなど積極的な情報収集に努め、災害発生時においては、広島市の執務時間に関する規則（平成３年10月８日規則第74号）で　規定する執務時間以外の時間（以下「勤務時間外」という。）においても動員できるよう各自が備えておくものとする。

２　連絡体制

(1)　危機管理室の連絡体制

危機管理担当局長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、危機管理室に毎日１名以上の職員を配置し、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行う。また、大雨注意報、大雨警報が発表された際には、あらかじめ定められた職員は、ただちに登庁し、情報の収集等にあたり、必要に応じ、危機管理室担当局長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

(2)　各局・室等の連絡体制

各局・室長等は、必要に応じて情報収集等の初動対応を行う職員をあらかじめ指名することができる。

指名された職員は、危機管理室　から気象及び災害に関する情報を受けた場合は、必要に応じて登庁し、その情報の収集等を行い、各局・室長等へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

なお、各局・室等の判断により情報収集等を行うために登庁した場合は、危機管理室へ登庁人員等を速やかに報告するものとする。

(3)　区の連絡体制

各区長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、初動対応を行う職員をあらかじめ指名し、本市に大雨注意報又は大雨警報が発表された場合には、あらかじめ定められた職員は、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行い、必要に応じ区長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。

修　正　前

基本・風水害対策編 　第３章　災害応急対策 　　第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 ５２

修　正　後

修　正　理　由

○　注意体制の設置基準を規定

第３　注意体制《危機管理室災害対策課》【新設】

１　設置及び廃止

(1)　設置

危機管理室災害対策課長は、次の(2)に定める設置基準に基づき、市及び区に注意体制を設置する。

危機管理室災害対策課長は、注意体制を設置したときは、直ちにその旨を危機管理室長及び危機管理課長に報告する。

(2)　設置基準

体制	設　置　基　準
注意体制	ア　気象台から本市に次の気象注意報が発表されたとき。 　(ア)　大雨注意報 　(イ)　洪水注意報 イ　上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。
摘要	下線部は、自動設置とする。 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。

(3)　体制の伝達（自動設置の場合を除く。）

ア　勤務時間内の場合

危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等へ連絡する。

イ　勤務時間外の場合

(ア)　危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(イ)　上記(ア)の連絡を受けた者は、あらかじめ定める参集者に連絡する。

(4)　廃止

危機管理室災害対策課長は、上記設置基準の注意報が解除されるなど、情報収集等の必要がないと認められるときは、注意体制を廃止する。廃止に係る手続きは、設置の場合を準用する。

２　任務

気象情報等を入手し、必要に応じ関係職員に伝達する。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 ５２

修　正　後
修　正　理　由 ○　警戒体制の設置基準を規定

第４　警戒体制《危機管理室災害対策課》【新設】

1　設置及び廃止

(1)　設置

危機管理室長は、次の(2)に定める設置基準に基づき、市及び区に警戒体制を設置する。

危機管理室長は、警戒体制を設置したときは、直ちにその旨を危機管理担当局長に報告する。

(2)　設置基準

体制	設　置　基　準
警戒体制	ア　気象台から本市に次の気象警報が発表されたとき。 (ｱ)　大雨警報 (ｲ)　洪水警報 イ　上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。
摘要	下線部は、自動設置とする。 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。

(3)　体制の伝達（自動設置の場合を除く。）

ア　勤務時間内の場合

危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等へ連絡する。

イ　勤務時間外の場合

(ｱ)　危機管理室は、体制設置の内容等を関係局・区等の職員のうち、あらかじめ定める者に連絡する。

(ｲ)　上記(ｱ)の連絡を受けた者は、あらかじめ定める参集者に連絡する。

(4)　廃止

危機管理室長は、上記設置基準の警報が解除されるなど、情報収集等の必要がないと認められるときは、警戒体制を廃止する。廃止に係る手続きは、設置の場合を準用する。

2　任務

(1)　気象情報等を入手し、必要に応じて危険箇所の巡視等を行う。

(2)　災害警戒本部へ移行するための準備を行う。

(3)　必要な気象情報及び避難情報を発信・発令する。

(4)　気象状況、被害状況等について適時、区長へ報告する。

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 ５２・５３

第３　災害警戒本部《消防局防災課》

1　設置及び廃止

(1)　（略）

(2)　設置基準

設置基準	ア　気象台から大雨又は洪水に関して注意報が発表され、かつ、市域に大雨注意報の発表基準に相当する降雨があると予測されるとき。 イ　気象台から高潮に関して注意報が発表され、かつ、今後も潮位の上昇が見込まれるとき。 ウ　国土交通省と気象台が共同で太田川はん濫注意情報を発表したとき。 エ　国土交通省からの洪水に関する情報に基づき、県から体制をとる必要がある旨の通報があったとき。 オ　市域に震度４の地震が発生したとき。 カ　気象庁が広島県に津波注意報を発表したとき。 キ　前記のほか、市長が必要と認めたとき。
摘要	①　下線部は、自動発令とする。 ②　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③　広島県に津波注意報の発表のみの場合は、安佐北区を除く。 ―

修　正　後

修　正　理　由

○　避難情報の発令体制を早期に確保するために、明確な災害警戒本部の設置基準を規定

第５　災害警戒本部《危機管理室危機管理課》

1　設置及び廃止

(1)　（略）

(2)　設置基準

設置基準	ア　実効雨量（72時間半減期）が警戒基準雨量に達したとき（該当区）。 イ　気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、メッシュ情報※（危険度判定）に危険度（１時間後又は２時間後に基準を超過）が表示されたとき（該当区）。 ウ　気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表されたとき（災害対策本部が設置されていない区に限る。）。 エ　気象台が高潮に関して警報を発表し、本市の全部又は一部が台風の暴雨圏内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき（東区、安佐南区及び安佐北区を除く。）。 オ　国土交通省と気象台が共同で太田川水系の洪水予報河川についてはん濫注意情報を発表し、災害の発生するおそれがあるとき。 カ　国土交通省からの洪水に関する情報に基づき、県から体制をとる必要がある旨の通報があったとき。 ク　市域で震度４の地震を観測したとき。 ケ　気象庁が広島県に津波注意報を発表したとき（安佐北区を除く。）。 コ　上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。
摘要	①　下線部は、自動設置とする。 ②　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③　高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ④　遠地（国外）で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置としない。

※　広島県防災情報システムや広島県防災Ｗｅｂのホームページ上などで表示される土砂災害の危険度に応じた５ｋｍごとのメッシュ情報

修　正　前	修　正　後
2　任務 　災害警戒本部は、災害による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報等の収集、危険箇所の巡視、市民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、災害対策本部へ移行するための準備を行う。 3　（略）	2　任務 (1)　情報の収集等 　市・区災害警戒本部は、災害による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報等の収集、危険箇所の巡視、市民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、災害対策本部へ移行するための準備を行う。 　各区及び各消防署は、危険箇所の巡視を行った場合、巡視結果を区災害警戒本部へ遅滞なく報告する。また、区災害警戒本部は、報告された巡視結果を市災害警戒本部へ遅滞なく報告する。 (2)　避難情報の発信・発令及び避難所等の開設 　区災害警戒本部は、地域の危険度の段階に応じて、避難情報（注意喚起（自主避難の呼びかけ）、避難準備情報、避難勧告・指示）を発信・発令する。 (3)　避難所等の開設 　区災害警戒本部は、避難情報の種別、被害の程度等に応じ、避難所等を開設する。 (4)　区災害警戒本部と消防署の連携 　消防署長は、区災害警戒本部との連携を図るため、副署長（又は予防課長）を区災害警戒本部に配置し、区と消防署が連携して警戒活動に当たる。 3　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 ５６～５８

第4　災害対策本部《消防局防災課》

1　設置及び廃止

(1)　(略)

(2)　体制及び設置基準

災害対策本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に予想される災害の規模、被害の程度に応じて、次の基準により体制を区分して設置する。

体制	設　置　基　準
第一次体制	ア　市域に大雨注意報の発表基準に相当する降雨があり、被害の発生が予測されるとき。 イ　気象台が大雨又は洪水に関して警報を発表し、かつ、市域に大雨警報の発表基準に相当する降雨があると予測されるとき、又は広島地方気象台と広島県土木局砂防課が土砂災害警戒情報を発表したとき。 ウ　気象台が高潮に関して警報を発表したとき。 エ　国土交通省と気象台が共同で太田川はん濫警戒情報を発表したとき。 オ　大規模な火災・爆発等が発生し、消防機関の活動のみでは十分な応急対策ができないと市長が認めたとき。 カ　市域において大規模な事故災害等が発生したとき。 キ　災害救助法による救助活動又はこれに準ずる救助活動を必要とする災害が発生したとき。 ク　前記のほか、市長が必要と認めたとき。

修　正　後
修　正　理　由 ○　避難情報等の発令体制を早期に確保するために、明確な災害対策本部体制の設置基準を規定

第6　災害対策本部《危機管理室危機管理課》

1　設置及び廃止

(1)　(略)

(2)　体制及び設置基準

災害対策本部は、予想される災害の規模、被害の程度に応じて、次の基準により体制を区分して設置する。

体制	設　置　基　準
第一次体制	ア　実効雨量（72時間半減期）が避難基準雨量に達したとき（該当区）。 イ　気象台と広島県が土砂災害警戒情報を発表し、メッシュ情報※（危険度判定）で危険度（1時間後又は実況値で基準を超過）が表示されたとき（該当区）。 ウ　気象台が高潮に関して警報を発表し、本市の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 エ　国土交通省と気象台が共同で太田川水系の洪水予報河川についてはん濫警戒情報を発表し、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 オ　大規模な火災・爆発等が発生し、消防機関の活動のみでは十分な応急対策ができないと市長が認めたとき。 カ　市域において大規模な事故災害等が発生したとき。 キ　災害救助法による救助活動又はこれに準ずる救助活動を必要とする災害が発生したとき。 ク　前記のほか、市長が必要と認めたとき。

修　正　前

第二次体制	ア　災害の規模、被害の程度により、第一次体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。 イ　前記のほか、市長が必要と認めたとき。
第三次体制	ア　市域に震度5弱の地震が発生したとき。 イ　災害の規模、被害の程度により、第二次体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。 ウ　前記のほか、市長が必要と認めたとき。
第四次体制	ア　市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 イ　気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。 ウ　気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。 エ　災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 オ　前記のほか、市長が必要と認めたとき。
摘要	①　下線部は、自動発令とする。 ②　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ③　第4次体制発令時には、原則として平常業務は停止する。

(3)～(5)　（略）

2　（略）

3　組織及び運営《消防局防災課、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和 38 年広島市条例第 6 号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

(1)～(3)　（略）

(4)　本部員会議

ア・イ　（略）

ウ　本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

エ　（略）

(5)～(9)　（略）

4　（略）

修　正　後

第二次体制	ア　災害の規模、被害の程度により、第一次体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。 イ　前記のほか、市長が必要と認めたとき。
第三次体制	ア　市域に震度5弱の地震が発生したとき。 イ　災害の規模、被害の程度により、第二次体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。 ウ　前記のほか、市長が必要と認めたとき。
第四次体制	ア　市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 イ　気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。 ウ　気象庁が市域に係る気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪又は大雪）を発表したとき。 エ　災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 オ　前記のほか、市長が必要と認めたとき。
摘要	①　下線部は、自動設置とする。 ②　高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④　第四次体制設置時には、原則として平常業務は停止する。

※　広島県防災情報システムや広島県防災Ｗｅｂのホームページ上などで表示される土砂災害の危険度に応じた５ｋｍごとのメッシュ情報

(3)～(5)　（略）

2　（略）

3　組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和 38 年広島市条例第 6 号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

(1)～(3)　（略）

(4)　本部員会議

ア・イ　（略）

ウ　本部長は、災害対策本部設置後にすみやかに本部員等を招集し、本部員会議を開催する。なお、２回目以降については、本部長が必要に応じて招集する。

エ　（略）

(5)～(9)　（略）

4　（略）

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 ７６・７７

第5　職員の動員《消防局防災課、各局等、各区》

1　動員の実施

(1)　動員職員の指定

職員の動員は、災害警戒本部又は災害対策本部の各体制の発令に応じて次の基準により、各局等及び区本部の長が行う。ただし、災害の種類、規模及び程度によっては、この基準以外の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。なお、動員にあたっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。

動　員　基　準

動員の時期	部課※ 防災上主要な部課（●印の部課）	防災に特に関係のある部課（▲印の部課）	防災に関係のある部課（■印の部課）	その他の部課（無印の部課）	動員場所	動員の連絡者
					原則として勤務場所 （例外） ① 災害現地 ② あらかじめ指定された場所	原則として各部課 （自動参集の場合を除く。）
災害警戒本部の設置が発令された時	必要な職員	必要な職員				
災害対策本部第一次体制が発令された時	責任ある職員及び必要な職員（２名以上）	必要な職員				
災害対策本部第二次体制が発令された時	責任ある職員及び必要な職員（３名以上）	責任ある職員及び必要な職員（３名以上）	責任ある職員及び必要な職員（３名以上）			
災害対策本部第三次体制が発令された時	全　員	全　員	責任ある職員及び必要な職員（４名以上）	責任ある職員及び必要な職員（４名以上）		
災害対策本部第四次体制が発令された時	全　員	全　員	全　員	全　員		

※　●印、▲印、■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。

(2)　（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　災害警戒本部設置前における体制を強化するため、注意体制と警戒体制の設置と、これに伴う必要な動員職員等を規定

第7　職員の動員《危機管理室危機管理課、各局等、各区》

1　動員の実施

(1)　動員職員の指定

職員の動員は、次の基準により、各局・区等の長が行う。ただし、災害の種類、規模及び程度によっては、この基準以外の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を増減することができる。なお、動員にあたっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。

動　員　基　準

動員の時期	部課※ 防災上主要な部課（●印の部課）	防災に特に関係のある部課（▲印の部課）	防災に関係のある部課（■印の部課）	その他の部課（無印の部課）	動員場所	動員の連絡者
注意体制が設置された時	危機管理室職員（２名以上） 各区職員（１名以上） その他の局等は必要な職員				原則として勤務場所 （例外） ①災害現地 ②あらかじめ指定された場所	原則として各部課 （自動参集の場合を除く。）
警戒体制が設置された時	危機管理室は情報収集にあたる職員体制 区は、避難勧告を発令するために必要な職員体制 その他の局等は必要な職員					
災害警戒本部体制が設置された時	必要な職員	必要な職員				
災害対策本部第一次体制が設置された時	責任ある職員及び必要な職員	必要な職員				
災害対策本部第二次体制が設置された時	責任ある職員及び必要な職員	責任ある職員及び必要な職員	責任ある職員及び必要な職員			
災害対策本部第三次体制が設置された時	全　員	全　員	責任ある職員及び必要な職員	責任ある職員及び必要な職員		
災害対策本部第四次体制が設置された時	全　員	全　員	全　員	全　員		

※　●印、▲印、■印は、災害対策本部の分掌事務の表中、所属名の前に付したものをいう。

(2)　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 ５５

第３　災害警戒本部
１・２　（略）
３　組織の編成及び分掌事務
(1)～(4)　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○ 災害警戒本部設置後の、市長等への適時報告を規定

第５　災害警戒本部
１・２　（略）
３　組織の編成及び分掌事務
(1)～(4)　（略）
(5)　市長等への報告
危機管理担当局長は、災害対応の円滑かつ総合的な実施を図るため、災害警戒本部設置後は、気象状況や被害状況等について適時、市長及び副市長へ報告する。
また、区長は必要に応じ、被害状況や避難状況等について、市長及び副市長へ報告する。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 ８６

第２　気象情報等の収集及び伝達

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿気象情報等を受信等したときは、重要度やとるべき措置等を判断し、状況に応じて、予想される事態に対してとるべき措置を行うとともに、住民等へ伝達するものとする。

なお、各情報の「本市での情報の活用」及び「住民への伝達等」は、その代表的なものであり、その時々の状況に応じた適切な対応を行うものとする。

１～１２　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　ファクスのみで情報入手する仕組みとなっている気象情報等について、電子メールも併用して入手する旨を規定

第２　気象情報等の収集及び伝達

<u>広島地方気象台等の関係機関からの気象情報等については、ＦＡＸ及び電子メールにより情報を受信する（電子メールについては、受信可能なものに限る。）。</u>

<u>また、</u>気象情報等を受信等したときは、重要度やとるべき措置等を判断し、状況に応じて、予想される事態に対してとるべき措置を行うとともに、住民等へ伝達するものとする。

なお、各情報の「本市での情報の活用」及び「住民への伝達等」は、その代表的なものであり、その時々の状況に応じた適切な対応を行うものとする。

１～１２　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第５節　防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	頁 ３０

第３　防災設備の整備《消防局防災課》

１　気象観測設備等の充実

気象情報等を正確、詳細かつ迅速に収集するため、国、県をはじめとする関係機関に観測設備の充実を働きかけるとともに、本市としても集中豪雨等の局地的な気象資料等を得るため、雨量、風向、風速、温・湿度等の観測設備の充実を図る。

２　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　迅速な避難勧告の判断に資するとともに情報の共有化を図るため、雨量情報等の収集・監視等を一体的に行えるシステムの構築に取り組む旨を規定

第３　防災設備の整備《危機管理室》

１　気象観測設備等の充実

気象情報等を正確、詳細かつ迅速に収集するため、国、県をはじめとする関係機関に観測設備の充実を働きかけるとともに、本市としても集中豪雨等の局地的な気象資料等を得るため、雨量、風向、風速、温・湿度等の観測設備の充実を図る。

また、迅速な避難勧告等の発令判断に資するとともに、情報の共有化を図るため、自動的に雨量情報等の収集・監視等を一体的に行えるシステムの構築に取り組む。

２　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 １０３

第２　気象情報等の収集及び伝達《消防局防災課》

（略）

１～６　（略）

７　土砂災害警戒・避難基準雨量

(1)　情報の収集等

広島県防災情報システム及び広島市消防通信指令管制システムから雨量情報を収集し、土砂災害警戒・避難基準雨量表を作成する。

(2)　本市での活用

「８　土砂災害警戒情報」及び「９　土砂災害緊急情報」の情報と併せて、避難勧告の発令等の参考とする。

(3)　住民への伝達等

災害警戒本部又は災害対策本部設置時、降雨状況等に応じ、適宜、防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム等により注意喚起等を行う。

８～１２　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　短い時間間隔で降雨の分析や危険度の判断ができるシステムが構築されるまでは、土砂災害警戒・避難基準雨量の作成を毎正時１時間間ごとの作成から、３０分ごとに作成する旨を規定

第２　気象情報等の収集及び伝達《危機管理室》

（略）

１～６　（略）

７　土砂災害警戒・避難基準雨量

(1)　情報の収集等

本市に大雨注意報が発表された段階から、広島県防災情報システム及び広島市消防通信指令管制システムの雨量情報を収集し、土砂災害警戒・避難基準雨量表を作成する。

なお、土砂災害警戒・避難基準雨量表は、大雨注意報発表後は毎正時に、大雨警報発表後は正時を起点として３０分ごとに作成する。

(2)　本市での活用

土砂災害に関する避難準備情報・避難勧告の発令、災害警戒本部・災害対策本部の設置の判断に活用する。

(3)　住民への伝達等

本章「第３節　情報の収集及び伝達」の「第１　情報の収集・伝達体制」の「３　住民等へ防災情報の伝達」に定めるところによる。

８～１２　（略）

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 81・104・105

第１　情報の収集・伝達体制《消防局防災課》

1　情報の種類

区	分	概　要
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、県気象情報、地方気象情報等
	洪水予報	太田川水系の指定区域において太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表する情報
	水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報
	避難判断水位(特別警戒水位)到達情報 ※	指定した河川において太田川河川事務所及び西部建設事務所が発表する情報
	ダム等の放流に関する情報	ダム管理者である中国地方整備局、広島県及び中国電力㈱が発表する情報
	河川・潮位等の情報	国、県等が発表する河川水位、潮位、雨量等の情報
	土砂災害警戒情報	広島県土木局砂防課と広島地方気象台が共同発表する情報
	土砂災害警戒・避難基準雨量	避難勧告対象区域毎の雨量観測所の観測雨量を、本市が取りまとめ発表する情報
	土砂災害緊急情報	国又は県が発表する土砂災害に関する情報（重大な土砂災害の想定される区域、時期）
	竜巻注意情報	広島地方気象台が発表する竜巻等の注意情報
	火災気象通報	広島地方気象台が発表する火災気象通報
	異常現象発見者からの通報、伝達	異常な現象を発見した市民等から本市へ通報された情報
災害情報		がけ崩れ、浸水等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、避難勧告、屋内での待避等安全確保措置の指示、自主避難、避難場所の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報　　等

※特別警戒水位は水防法第13条で規定されるものである。

2～5　（略）

第２　気象情報等の収集及び伝達

1～7　（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　情報の種類として、広島県土砂災害危険度情報を追加するとともに、広島県土砂災害危険度情報のメッシュ情報（危険度判定）を主要情報として活用することを規定

第１　情報の収集・伝達体制《危機管理室災害対策課》

1　情報の種類

区	分	概　要
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、県気象情報、地方気象情報等
	洪水予報	太田川水系の指定区域において太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表する情報
	水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報
	避難判断水位(特別警戒水位)到達情報 ※	指定した河川において太田川河川事務所及び西部建設事務所が発表する情報
	ダム等の放流に関する情報	ダム管理者である中国地方整備局、広島県及び中国電力㈱が発表する情報
	河川・潮位等の情報	国、県等が発表する河川水位、潮位、雨量等の情報
	土砂災害警戒情報	広島県土木局砂防課と広島地方気象台が共同発表する情報
	土砂災害警戒・避難基準雨量	避難勧告対象区域毎の雨量観測所の観測雨量を、本市が取りまとめ発表する情報
	広島県土砂災害危険度情報	広島県が、地域の詳細な土砂災害発生危険度を5km メッシュで表示し、土砂災害警戒情報の内容を補足する情報
	土砂災害緊急情報	国又は県が発表する土砂災害に関する情報（重大な土砂災害の想定される区域、時期）
	竜巻注意情報	広島地方気象台が発表する竜巻等の注意情報
	火災気象通報	広島地方気象台が発表する火災気象通報
	異常現象発見者からの通報、伝達	異常な現象を発見した市民等から本市へ通報された情報
災害情報		がけ崩れ、浸水等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示、避難勧告、屋内での待避等安全確保措置の指示、自主避難、避難　所の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報　　等

※特別警戒水位は水防法第13条で規定されるものである。

2～5　（略）

第２　気象情報等の収集及び伝達

1～7　（略）

修　正　前

8　土砂災害警戒情報

【関係法令：災害対策基本法 55 条、気象業務法 11 条】

(1)～(3)　（略）

(4)　本市での情報の活用

「7　土砂災害警戒・避難基準雨量」及び「9　土砂災害緊急情報」の情報と併せ、避難勧告等の発令の参考とする。

(5)　住民への伝達等

市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時は、広島市防災情報メール配信システム、防災行政無線等により、注意喚起等を行う。

9～12　（略）

修　正　後

8　広島県土砂災害危険度情報

(1)　情報の収集等

広島県防災情報システムで、広島県土砂災害危険度情報を確認する。

(2)　本市での活用

土砂災害に関する避難準備情報・避難勧告の発令及び災害警戒本部・災害対策本部の設置の判断に活用する。

(3)　住民への伝達等

本章「第3節　情報の収集及び伝達」の「第1　情報の収集・伝達体制」の「3　住民等へ防災情報の伝達」に定めるところによる。

9　土砂災害警戒情報

【関係法令：災害対策基本法 55 条、気象業務法 11 条】

(1)～(3)　（略）

(4)　本市での情報の活用

土砂災害に関する避難勧告の発令及び災害対策本部の設置の判断に活用する。

(5)　住民への伝達等

本章「第3節　情報の収集及び伝達」の「第1　情報の収集・伝達体制」の「3　住民等へ防災情報の伝達」に定めるところによる。

10～13　（略）

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 ８７

第２　気象情報の収集及び伝達

１　防災気象情報

（略）

(1)～(3)　（略）

(4)　受信及び伝達

防災気象情報の受信及び伝達は、次のとおり行う。

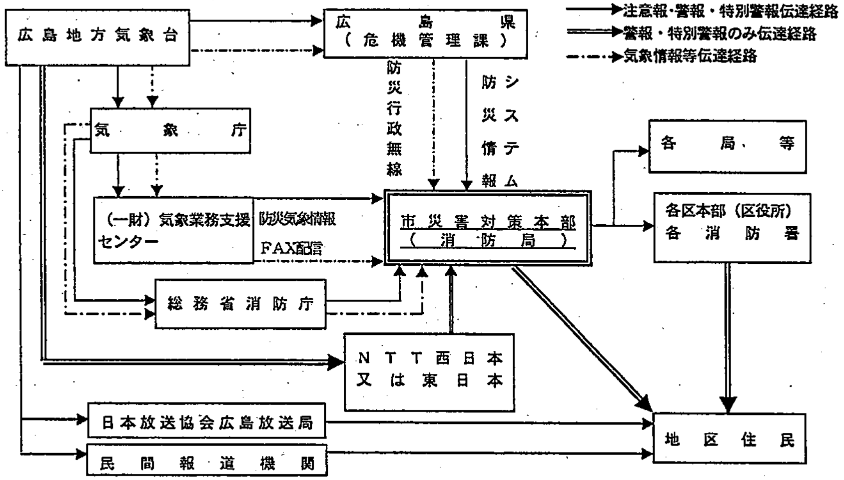

(5)・(6)　（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　気象台とのホットラインをより活用できるよう伝達情報の種類を規定し、重要情報を早期に収集できる体制を整備する旨を規定

第２　気象情報の収集及び伝達

１　防災気象情報

（略）

(1)～(3)　（略）

(4)　受信及び伝達

防災気象情報の受信及び伝達は、次のとおり行う。

<u>ア　広島地方気象台は、大雨警報が発表される降雨が見込まれる場合には、ホットラインを活用した早期の情報伝達に努め、特に防災上重要な土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び特別警報の発表については、確実に情報を伝達する。</u>

<u>イ　本市も防災気象情報の収集に努める。</u>

<u>ウ　防災情報の受信及び伝達経路は、次のとおりする。</u>

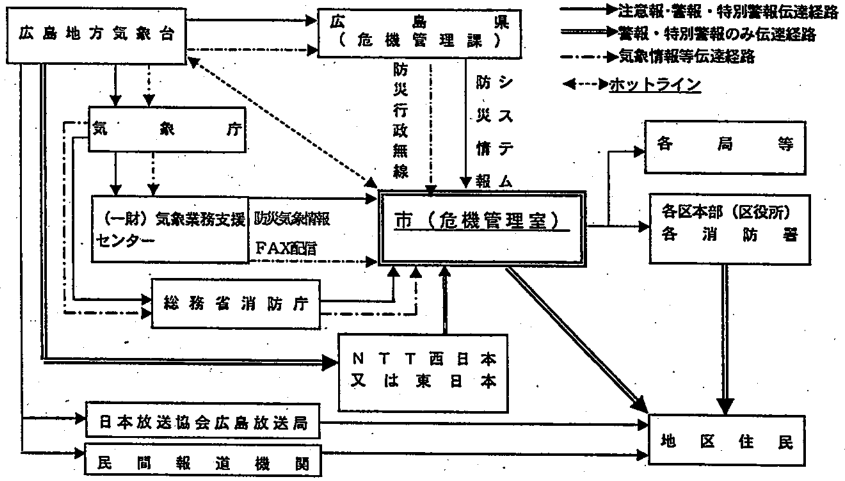

(5)・(6)　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３２

第５節　避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を保護するため、避難のための立退きの準備等を促すための注意喚起、自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）、避難の勧告･指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示、避難誘導、避難場所の開設等の避難対策を講じる。

第１～第７　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　発信する情報の切迫感を住民に伝えるため、避難情報を危険度の段階に応じ、①注意喚起（自主避難の呼びかけ）、②避難準備情報、③避難勧告と段階的に発信する旨を規定

第５節　避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から守るため、避難に関する情報の伝達については、住民の早期の避難行動につながるよう、災害の発生危険度に応じて、注意喚起（自主避難の呼びかけ）、避難準備情報、避難の勧告･指示（屋内での待避等の安全確保措置の指示を含む。）を段階的に発表･発令する。

また、倒壊・流失等により住家を失った被災者を保護するため、避難所の開設等の避難対策を講じるとともに、民間住宅の確保など多様な避難所の確保に努めるものとする。

第１～第７　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３２

第１　注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

区長、消防局長又は消防署長は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要と認める地域に防災情報（気象情報等や災害情報）等各種の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて避難の準備の確認をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、要配慮者等の避難行動に時間を要するものに対し、早めの避難行動の開始を求める避難準備情報の伝達であることに、特に留意して行う。

修　正　後
修　正　理　由 ○　注意喚起（自主避難の呼びかけ）を行う際においては、市域全体に対し、避難行動につながるような内容で伝達する旨を規定。

第１　注意喚起（自主避難の呼びかけ）《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

危機管理室長又は副区長は災害が発生するおそれがあると認められる場合は、市域全体又は必要な区域に防災情報（気象情報等や災害情報）等____を知らせ、住民等に注意を喚起し、____状況に応じて避難の準備の確認をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、注意喚起（自主避難の呼びかけ）は適切な避難行動につながるよう、分りやすくかつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

修　正　前	
基本・風水害対策編 　第３章　災害応急対策 　　第５節　避難対策	頁 １３２

修　正　後
修　正　理　由 ○　避難準備情報の伝達を新たに規定するとともに、避難準備情報の伝達を行う際においては、対象地域を限定し、避難行動につながるような内容で伝達する旨を規定
第２　避難準備情報《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》【新設】 　区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。 　避難準備情報の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本し、発令する。 　避難準備情報は、適切な避難行動につながるよう、分りやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３４

第２　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

１　（略）

２　避難の勧告・指示等の実施

⑴　（略）

⑵　避難の勧告・指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	（略）	（略）	（略）
避難指示	（略）		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	（略）		

（注）災害種別ごとの避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第４節による。

⑶～⑾　（略）

３　（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　避難勧告を行う際においては、土砂災害や洪水など、災害ごとに対象学区の危険区域に対して発令し、具体的にとるべき行動内容を伝達する旨を規定

第３　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》

１　（略）

２　避難の勧告・指示等の実施

⑴　（略）

⑵　避難の勧告・指示等の実施

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	（略）	（略）	（略）
避難指示	（略）		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	（略）		

（注）災害種別ごとの避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第４節による。なお、対象区域については、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれがある区域を基本とする。

⑶～⑾　（略）

⑿　避難勧告・指示の発令に当たっては、ただちに適切な避難行動につながるよう、分りやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

また、避難所を開設するいとまがなく、避難勧告・指示を発令した場合、避難所を開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。

３　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第６節　避難体制の整備	頁 ３５

第１０・第１１　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○ 住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、ハード・ソフトともに情報伝達手段の充実を図るための検討を行っていく旨を規定。

第９　避難情報を住民の避難行動につなげるための取組【新設】≪危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署≫

1　（略）

2　避難情報の伝達手段の充実

住民一人一人が、急激な気象変化や災害種別に応じた的確な避難行動がとれるよう、ハード・ソフトともに情報伝達手段の充実を図るための検討を行っていく。

第１０・第１１　（略）

修　正　前	
基本・風水害編 第２章　災害予防計画 第７節　防災教育・訓練及び調査	頁 ３６

第１　防災知識の普及

１　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、　消防局防災課・予防課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」では、１週間分以上とされている。）の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、市民の意識啓発や行動力の向上を図る。

⑴　広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

ア　（略）

イ　（略）

ウ　様々な条件下での災害時における心得・行動（身の安全の確保、火の始末等）、緊急地震速報利用の心得

エ　その他必要な事項

第２～第６　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　市民一人一人が急激な気象の変化に対応し、自ら避難行動をとることができるよう、情報入手手段の環境整備について規定

第１　防災知識の普及

１　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局　予防課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」では、１週間分以上とされている。）の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、防災情報（気象情報等や災害情報）の入手方法やそれを入手した際にとるべき基本的な行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動、避難所等での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、市民の意識啓発や行動力の向上を図る。

⑴　周知の内容

本市が行う主な周知の内容は、次のとおりとする。

ア　（略）

イ　（略）

ウ　防災情報（気象情報等や災害情報）の意味、入手方法

特に、「注意喚起（自主避難の呼びかけ）」、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」については、その意味と併せ、危険度の段階に応じて発信する意図の周知にも努める。

また、避難勧告等は、通常、注意喚起（自主避難の呼びかけ）から避難指示まで段階的に発信する。

エ　防災情報を入手した際に住民がとるべき、基本的、具体的な避難行動（安全確保行動）

（ア）避難（行動）は、避難所に移動することだけではなく、避難所以外の安全な場所へ移動することや、屋内の安全な場所に留まることなどがあること。

（イ）急激な気象情報の変化に伴う避難勧告の場合は、避難所の開設がされていないことがあるため、避難所以外の安全な場所へ移動することが必要になる場合があること。

（ウ）屋外を移動することがかえって危険な場合は、屋内の安全な場所に留まることが必要になる場合があること。

オ　様々な条件下での災害時における心得・行動（身の安全の確保、火の始末等）、緊急地震速報利用の心得

カ　その他必要な事項

第２～第６　（略）

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３２

第１．注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

（略）

（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　注意喚起（自主避難の呼びかけ）、新設した避難準備情報の伝達及び避難勧告・指示等の伝達方法を規定する。

第１　注意喚起　（自主避難の呼びかけ）　《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

（略）

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起（自主避難の呼びかけ）	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ｱ) 気象情報 (ｲ) 留意事項	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報メール （聴覚障害者へのＦＡＸ含む。） （デジタルサイネージ含む。） (ｳ) 市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (ｴ) ＳＮＳ （ツイッター、フェイスブック）

第２　避難準備情報《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室・各消防署》【新設】

（略）

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難準備情報	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象地域 (ｴ) 避難所 (ｵ) 留意事項 ※　避難所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ｱ) 防災行政無線 (ｲ) 市防災情報メール （聴覚障害者へのＦＡＸ含む。） （デジタルサイネージ含む。） (ｳ) 市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (ｴ) ＳＮＳ （ツイッター、フェイスブック） (ｵ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート（公共コモンズ） ※　その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修　正　前

第2　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

1 （略）

2　避難の勧告・指示等の実施

(1)　（略）

(2)　避難の勧告・指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ア) 発令者 (イ) 避難等をすべき理由 (ウ) 避難等の時期 (エ) 避難場所 (オ) 避難の経路 (カ) 危険区域及び危険の度合 ※(エ)及び(オ)は、避難場所を指定する場合に限る。	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ア) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (イ) 市防災行政無線（同報系）の利用 (ウ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用 (エ) ＦＡＸ（聴覚障害者用） (オ) 市ホームページ（インターネット）の利用 (カ) 広島市防災情報メール配信システムの利用 (キ) 緊急速報メール (ク) 河川の放流警報設備 (ケ) 緊急情報連絡システムの利用 (コ) 航空機の利用
避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

（注）　（略）

(3)～(11)　（略）

3　（略）

修　正　後

第3　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》

1　（略）

2　避難の勧告・指示等の実施

(1)　（略）

(2)　避難の勧告・指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ア) 発令日時 (イ) 発令理由 (ウ) 対象地域 (エ) 避難所 (オ) 留意事項 ※　避難所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ア) 市防災行政無線 (イ) 市防災情報メール （聴覚障害者へのＦＡＸ含む。） （デジタルサイネージ含む。） (ウ) 市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (エ) ＳＮＳ （ツイッター、フェイスブック） (オ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート（公共コモンズ） (カ) 緊急速報メール（エリアメール含む。） (キ) サイレン ※　その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※　(キ)の一部は、事前に定められた地元操作者へ操作依頼する。
避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

（注）　（略）

(3)～(11)　（略）

4　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第５節　防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	頁 ３０

第３　防災設備の整備《消防局防災課　》

１　（略）

２　通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行えるよう、防災行政無線や専用電話設備等の通信連絡設備の充実を図る。

修　正　後
修　正　理　由 ○　住民への避難情報の伝達をより的確に行うため、本市設置のサイレンの遠隔操作や防災行政無線屋外スピーカーの併設などのサイレン機能強化を図る旨を規定

第３　防災設備の整備《危機管理室災害対策課》

１　（略）

２　通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行えるよう、防災行政無線や専用電話設備等の通信連絡設備の充実を図る。

なお、既存のサイレンについては、防災行政無線屋外スピーカーの併設、区役所・消防署等からの遠隔操作化、停電対策及び落雷対策等の機能強化を図る。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第７節　防災教育・訓練及び調査研究	頁 ３８

第２　防災訓練の実施・指導《消防局防災課》

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間など様々な条件を考慮するなど細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材＿＿＿＿＿＿の操作方法等の習熟を図る。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人市民等の要配慮者や女性の参画を得るとともに、要配慮者や男女共同参画の視点に十分な配慮がなされるよう努める。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な訓練の実施により、組織の機能や連携の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

第３～第６　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　事前に定められた操作者への操作手順の徹底と防災訓練等に併せた吹鳴の実施を規定

第２　防災訓練の実施・指導《危機管理室》

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間など様々な条件を考慮するなど細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材・サイレン等の操作方法等の習熟を図る。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人市民等の要配慮者や女性の参画を得るとともに、要配慮者や男女共同参画の視点に十分な配慮がなされるよう努める。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な訓練の実施により、組織の機能や連携の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

第３～第６　（略）

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３２

第２　避難の勧告・指示等の実施《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

１　（略）

２　避難の勧告・指示等の実施

(1)　（略）

(2)　避難の勧告・指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ｱ)発令者 (ｲ)避難等をすべき理由 (ｳ)避難等の時期 (ｴ)避難場所 (ｵ)避難の経路 (ｶ)危険区域及び危険の度合 ※(ｴ)及び(ｵ)は、避難場所を指定する場合に限る。	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ｱ)サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (ｲ)市防災行政無線（同報系）の利用 (ｳ)ラジオ・テレビ等放送施設の利用 (ｴ)ＦＡＸ（聴覚障害者用） (ｵ)市ホームページ（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）の利用 (ｶ)広島市防災情報メール配信システムの利用 (ｷ)緊急速報メール (ｸ)河川の放流警報設備 (ｹ)緊急情報連絡システムの利用 (ｺ)航空機の利用
避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

（略）

(3)～(6)　（略）

(7)　避難の勧告・指示等を伝達する場合は、必要と認める地域の居住者等に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第４信号とする。

また、自主防災組織の代表者等の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。

なお、聴覚障害者（申請によりＦＡＸ登録した者）に対しては、上記の方法に加え、ＦＡＸを併用する。

(8)～(11)（略）

第３～第７（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　避難勧告の伝達の際には、地元自主防災組織等へサイレンの吹鳴を依頼すること等を規定

第２　避難の勧告・指示等の実施《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》

１　（略）

２　避難の勧告・指示等の実施

(1)　（略）

(2)　避難の勧告・指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、避難を促すとき。	(ｱ)発令日時 (ｲ)発令理由 (ｳ)対象区域 (ｴ)避難所 (ｵ)留意事項 ※　(ｴ)は、避難所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ｱ)市防災行政無線 (ｲ)市防災情報メール （聴覚障害者へのＦＡＸ含む。） （デジタルサイネージ含む。） (ｳ)市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (ｴ)ＳＮＳ （ツイッター、フェイスブック） (ｵ)県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート（公共コモンズ） (ｶ)緊急速報メール（エリアメール含む。） (ｷ)サイレン ※　その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※　(ｷ)の一部は、事前に定められた地元操作者へ操作依頼する。
避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

（略）

(3)～(6)　（略）

(7)　避難の勧告・指示等を伝達する場合は、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など要配慮者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。

また、遠隔操作化されていないサイレンについては、あらかじめ定めた地元操作者へ区役所・消防署からサイレン吹鳴の操作依頼を行う。

(8)～(11)（略）

第３～第７（略）

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３２～１３４

第２　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

1　避難勧告・指示等の発令者

(1)　避難の勧告・指示等の発令者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。

(2)　屋内での待避等の安全確保措置の指示などの避難措置の発令者

災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示する。

（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　避難勧告・指示等の発令は原則区長とし、区の災害応急組織体制が整わず、区において勧告する暇がない場合（津波警報など）は市長が発令する旨を規定。

○　また、市長、区長が不在の場合の取扱いを定め、「急を要する場合には代理者が躊躇なく決定すべきである」ことを規定。

○　急激な気象変化に対応するためには、災害警戒本部、災害対策本部を設置しなくても、避難勧告を発令する必要がある場合は本部の体制に準じて勧告の発令を実施することを規定。

第３　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》

1　避難勧告・指示等の発令者

(1)　避難の勧告・指示　の発令者

ア　災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長又は区長は、必要と認める地域の居住者　に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。

イ　避難勧告・指示等の発令については、原則区長とする。
　ただし、津波警報の発表など、区の応急組織体制が整う前に、緊急に避難勧告等を発令する必要がある場合は市長が発令する。

(2)　屋内での待避等の指示の発令者

ア　災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市長又は区長は、居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示する。

イ　屋内での待避等の安全確保措置の指示などの避難措置については、原則区長が発令する。
　ただし、津波警報の発表など、区の応急組織体制が整う前に、緊急に避難勧告等を発令する必要がある場合は市長が発令する。

(3)　市長又は区長が不在の場合の取扱い

市長又は区長が不在の時に、避難勧告・指示等を発令する状況が生じた場合は、次に記載する代理者が基準に基づき、躊躇なく避難勧告・指示等を発令する。

市長が不在の場合		区長が不在の場合	
代理順位	代理者	代理順位	代理者
1	危機管理室担任副市長	1	副区長
2	上記以外の副市長	2	建設部長又は農林建設部長
3	危機管理担当局長	3	厚生部長
4	危機管理室長	－	－

修　正　前

（略）

(3)　市長が避難の勧告・指示等の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施する。

(4)　避難の勧告・指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下「避難の勧告・指示等」という。）などの避難措置は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。

ア、イ　（略）

2　避難の勧告・指示等の実施

(1)　実施担当機関：市長（補助機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）

(2)　（略）

(3)　市長は、避難の勧告・指示等を実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難の勧告・指示等に関する事項について助言を求めることができる。

(4)　区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示等の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示等を発令し、事後速やかに市長に報告する。

(5)　市長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示等の実施について協力を要請する。

(6)　区長又は消防署長は、避難の勧告・指示等を実施する場合は、必要に応じて警察、消防団、の他防災関係機関に対し、協力を依頼する。

(7)～(11)　（略）

3　（略）

修　正　後

(4)　急激な気象変化に対応するため、災害警戒本部設置以前においても、避難勧告・指示等の判断基準に達した場合は、次に記載する者が避難勧告・指示等を発令する。

市長が不在の場合		区長が不在の場合	
代理順位	代理者	代理順位	代理者
1	危機管理室担任副市長	1	副区長
2	上記以外の副市長	2	建設部長又は農林建設部長
3	危機管理当局長	3	厚生部長
4	危機管理室長	－	－

(5)　災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が市長に代わって、実施すべき措置の全部又は一部を実施する。

(6)　避難の勧告・指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下「避難の勧告・指示等」という。）などの避難措置は、次表に掲げる実施者において関係法令に基づき行うことができる。

ア、イ　（略）

2　避難の勧告・指示等の実施

(1)　実施担当機関：原則区長

(2)　（略）

(3)　市長及び区長は、避難の勧告・指示等を実施しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、避難の勧告・指示等に関する事項について助言を求めることができる。

(4)　市長及び区長は、避難の勧告・指示等の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や避難所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。

また、急激な気象が変化し、危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な避難勧告・指示等の発令につなげるため、避難所の開設を待つことなく、迅速に発令する。

区長は、避難勧告・指示等を発令する場合、事前に、市長（危機管理室）にその旨を報告する。なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長（危機管理室）に報告する。

(5)　市長及び区長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示等の実施について協力を要請する。

(6)　区長は、避難の勧告・指示等を実施する場合は、必要に応じて警察、消防団、自主防災組織その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。

(7)～(11)　（略）

3　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３２

第５節　避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を保護するため、避難のための立退きの準備等を促すための注意喚起、自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）、避難の勧告･指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示、避難誘導、避難場所の開設等の避難対策を講じる。

修　正　後
修　正　理　由 ○　発信する情報の切迫感を住民に伝えるため、避難情報を、避難情報を危険度に応じ、①注意喚起（自主避難の呼びかけ）、②避難準備情報、③避難勧告と段階的に発信する旨を規定

第５節　避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から守るため、避難に関する情報の伝達については、住民の早期の避難行動につながるよう、災害の発生危険度に応じて、注意喚起（自主避難の呼びかけ）、避難準備情報、避難の勧告･指示（屋内での待避等の安全確保措置の指示を含む。）を段階的に発表･発令する。

また、倒壊・流出等により住家を失った被災者を保護するため、避難所の開設等の避難対策を講じるとともに、民間住宅の確保など多様な避難所の確保に努めるものとする。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３２～１３４

第１　注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

区長、消防局長又は消防署長は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要と認める地域に防災情報（気象情報等や災害情報）等各種の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて避難の準備の確認をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、要配慮者等の避難行動に時間を要するものに対し、早めの避難行動の開始を求める避難準備情報の伝達であることに、特に留意して行う。

第２　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

１　（略）

２　避難の勧告・指示等の実施

(1)～(11)　（略）

３　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　注意喚起（自主避難の呼びかけ）、避難準備情報、避難勧告・指示までの段階的な避難情報が効果的に住民に伝えることができ、適切な避難行動に繋がるよう、避難情報の発信内容を分りやすくかつ危機意識が高まるよう、改善する旨を規定

第１　注意喚起（自主避難の呼びかけ）《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

危機管理室長又は副区長は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要と認める地域に防災情報（気象情報等や災害情報）等各種の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて避難の準備の確認をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、注意喚起（自主避難の呼びかけ）は適切な避難行動につながるよう、分りやすくかつ、危機意識が高まるような内容にする。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起（自主避難の呼びかけ）	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ｱ) 気象情報 (ｲ) 留意事項	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報メール （聴覚障害者へのＦＡＸ含む。） （デジタルサイネージ含む。） (ｳ) 市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (ｴ) ＳＮＳ （ツイッター、フェイスブック）

第２　避難準備情報《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》【新設】

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要な区域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。

避難準備情報の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本し、発令する。

避難準備情報は、適切な避難行動につながるよう、分りやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

第３　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》

１　（略）

２　避難の勧告・指示等の実施

(1)～(11)　（略）

(12)　避難勧告・指示の発令に当たっては、ただちに適切な避難行動につながるような内容にする。
避難所を開設するいとまがなく、避難勧告・指示を発令した場合、避難所が開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文言を付けた情報を発信する。

３　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３２

第2　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

1　（略）

2　避難の勧告・指示等の実施

(1)～(3)　（略）

(4)　区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示等の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示等を発令し、事後速やかに市長に報告する。

(5)～(11)　（略）

3　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　急激に気象が変化し危険性が高まった場合において、避難が必要との判断を迅速な勧告の発令につなげるため、避難所の開設を待つことなく発令する旨を規定 ○　ただし、その際、避難所はまだ開設していないこと、それぞれの場所において、各自で何らかの安全確保をしてほしい旨を付帯的な文書を付けた情報を発信する旨を規定

第3　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》

1　（略）

2　避難の勧告・指示等の実施

(1)～(3)　（略）

(4)　市長及び区長は、避難の勧告・指示等の必要があると認めるときは、夜間・早朝の時間帯や避難所の開設等の諸事情を勘案せず、躊躇することなく発令する。

また、急激な気象が変化し、危険性が高まった場合には、避難が必要との判断を迅速な避難勧告・指示等の発令につなげるため、避難所の開設を待つことなく、迅速に発令する。

区長は、避難勧告・指示等を発令する場合、事前に、市長（危機管理室）にその旨を報告する。なお、事前に市長に報告するいとまのない場合は、事後速やかに市長（危機管理室）に報告する。

(5)～(11)　（略）

(12)　避難勧告・指示の発令に当たっては、ただちに適切な避難行動につながるような内容にする。

避難所を開設するいとまがなく、避難勧告・指示を発令した場合、避難所が開設していないことや、それぞれの場所で各自が何らかの安全な行動をとるといった付帯的な文書を付けた情報を発信する。

3　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第６節　避難体制の整備	頁 ３５

第9、第10　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　避難準備情報や避難勧告の対象区域を明確にして発信する必要があるため、災害種別に応じた避難情報の伝達すべき範囲の整理を行っていく旨を規定

第９　避難情報を住民の避難行動につなげるための取組【新設】≪危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署≫

１　避難準備情報及び避難勧告の対象区域の特定・整理

避難情報を住民の避難行動につなげるため、避難準備情報、避難勧告・指示を発令する対象区域の特定・整理を進める。

なお、災害種別ごとの対象区域は、次の考え方により整理を進める。

(1)　土砂災害の場合は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とする。

(2)　上記(1)の区域の指定が行われていない地域においては、土砂災害危険箇所を参考とし、対象区域の特定・整理を進める。

(3)　洪水、高潮及び津波については、浸水想定区域を基本として、対象区域の特定・整理を進める。

(4)　対象区域の特定・整理に当たっては、自主防災組織と連携して区長及び消防署長が協議して行うものとし、適宜、協議の上見直しを行う。

２（略）

第10、第11　（略）

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３２

第２　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局防災課・各消防署》

１　（略）

２　避難の勧告・指示等の実施

(1)　（略）

(2)　避難の勧告・指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	（略）	（略）	（略）
避難指示	（略）		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	（略）		

（注）災害種別ごとの避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第４節による。

(3)～(12)　（略）

３　（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　避難準備情報、避難勧告の段階では、避難の対象、対象とする地域や危険箇所を明確にして発信する必要があるため、洪水、高潮、土砂災害などの災害種別に応じた避難情報を伝達すべき範囲を地域住民へ周知する旨を規定

第２　避難準備情報《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》【新設】

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。

避難準備情報は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、適切な避難行動につながるよう、分りやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

第３　避難の勧告・指示等《各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、各消防署》

１　（略）

２　避難の勧告・指示等の実施

(1)　（略）

(2)　避難の勧告・指示等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	（略）	（略）	（略）
避難指示	（略）		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	（略）		

（注）災害種別ごとの避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第４節による。なお、対象区域については、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれがある区域を基本とする。

(3)～(12)　（略）

３　（略）

修正前

水防計画 第４章　避難対策 第４節　災害種別に応じた避難	頁 ４１９～４２２

第３　土砂災害への対応
　１　段階に応じた対応

段階	状　況		本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 強い雨が降っている場合		気象情報の収集・把握に努める。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に気をつける。
第2段階	【注意喚起】 気象台から大雨注意報が発表された場合		1　気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。 2　土砂災害危険区域（過去に災害があった場所を含む。）の巡視にあたる。 3　防災行政無線等により危険区域の住民に土砂災害に対する注意喚起を促す。	1　がけの斜面からの出水などいつもと違うところがないか周辺に気をつける。 2　テレビ・ラジオ等を通じて雨量等の情報に十分注意する。 3　避難の準備を確認する。(持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など)
第3段階	【自主避難】 1　気象台から大雨警報が発表された場合 2　警戒基準雨量を超えた場合 3　前兆現象など身の危険を感じた場合		1　防災行政無線等により、該当地域の住民に自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）を行う。 2　住民から異常通報があった地域や危険区域への巡視を強化する。 3　状況に応じて避難場所を開設する。	1　テレビ・ラジオ等を通じて、状況の推移を見守る。 2　要配慮者等特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始する。 3　がけ崩れや河川の氾濫など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。 4　あらかじめ決めておいた知人宅等に早めに自主避難する。※2

修正後

修　正　理　由

○　「平成２６年８月２０日の豪雨災害避難対策等に係る検証結果」における提言を踏まえ、土砂災害における避難体制について、必要な修正を行う。

第３　土砂災害への対応
　１　段階に応じた対応

段階	状　況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 気象台から大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて雨量等の情報に十分注意する。
第2段階	【注意喚起（自主避難の呼びかけ）】 1　気象台から大雨警報（土砂災害）が発表された場合 2　前兆現象など身の危険を感じた場合	【警戒体制】	1　防災行政無線等により、広く市域全体への注意喚起、要配慮に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2　住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を強化する。	1　テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2　要配慮者及び援助者は避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など）。 3　状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅や地域が自主的に開錠した一時避難場所等に、自主避難する。(※2) 4　前兆現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【避難準備情報】 1　土砂災害警戒基準雨量に達した場合 2　気象台と広島県から、土砂災害警戒情報が発表されていない場合で、メッシュ情報（危険度判定）（※3）に危険度（2時間後又は1時間後に基準を超過）が表示された場合	【災害警戒本部】	1　防災行政無線等により、必要な区域（※1）に対し避難準備情報の伝達を行う。 なお、危険が迫っている場合には、避難勧告等を行う。 2　原則として小学校区に１箇所の拠点的な避難所を開設する	1　避難の準備を行う（持っていくものの整理、避難先の確認・確保、家族との連絡など）。 2　要配慮者及び援助者は、避難行動を開始する。 3　状況に応じ、あらかじめ決めておいた知人宅、地域が自主的に開錠した一時避難場所、市が開設した避難所等に、避難する。(※2)

修　正　前

第4段階	【避難勧告】 1　気象台から大雨特別警報が発表された場合 2　避難基準雨量を超えた場合 3　広島地方気象台と広島県土木局砂防課から土砂災害警戒情報が発表された場合 4　巡視等によって危険であると判断した場合 5　土砂災害緊急情報が通知された場合		1　該当地域に、避難勧告を行う。※1 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 約1分　約5秒　約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2　避難場所を開設する。	1　サイレン等が聞こえたらテレビ・ラジオ等を通じて状況を確認する。 2　本市が開設した避難場所又はあらかじめ決めておいた知人宅等にすぐ避難する。※2
第5段階	【災害発生】 がけ崩れや土石流が発生した場合		1　救助が必要なときは、消防職員等が出動する。 2　避難場所を開設する。	1　遠くへの移動に危険が伴う場合は、とりあえず安全な場所へ避難し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。※3 2　人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119 番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。

※2　遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。

※3　避難できない場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側の方に移動することにより、少しでも危険性が低くなる。
なお、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害危険箇所や避難場所、避難経路等を確認しておく。
※1　避難勧告の伝達は、防災行政無線による本市からの放送のほか、広報車、戸別訪問等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレン吹鳴を併用する。また、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送依頼する。

修　正　後

第4段階	【避難勧告】 1　土砂災害避難基準雨量に達した場合 2　気象台と広島県から土砂災害警戒情報が発表され、メッシュ情報（危険度判定）（※3）に危険度（1時間後又は実況値で基準を超過）が表示された場合 3　土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 4　土砂災害緊急情報が通知された場合	【災害対策本部（第一次～四次）】	1　必要な区域（※1）に避難勧告を行う。 危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、避難所の開設を待つことなく、迅速に発令する。 約1分　約5秒　約1分 【サイレン】【休止】【サイレン】 2　土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告が発令されていない地域に対し、避難準備情報を伝達する。 3　被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な避難所を開設する。	1　直ちに避難する。 2　避難所への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※4） 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。 3　人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119 番をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
第5段階	【避難指示】 1　気象台から大雨特別警報が発表された場合 2　気象台から記録的短時間大雨情報が発表された場合 3　がけ崩れや土石流が発生した場合	【災害対策本部（第一次~四次）】	1　避難勧告が発令されている地域に避難指示を行う。 2　被害の程度、要避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な避難所を開設する。 3　救助が必要なときは、消防職員等が出動する。	

※1　土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、土砂災害危険箇所図に示す危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。
※2　遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。
※3　広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度情報）（実況で基準超過、1時間後に基準超過、2時間後に基準超過、3時間後に基準超過を区分して表示）
※4　屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側の方に移動することにより、少しでも危険性が低くなる。
なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害危険箇所や避難所等、避難経路等を確認しておく。

修　正　前	修　正　後
2　避難方法	2　避難方法

修　正　前

2　避難方法

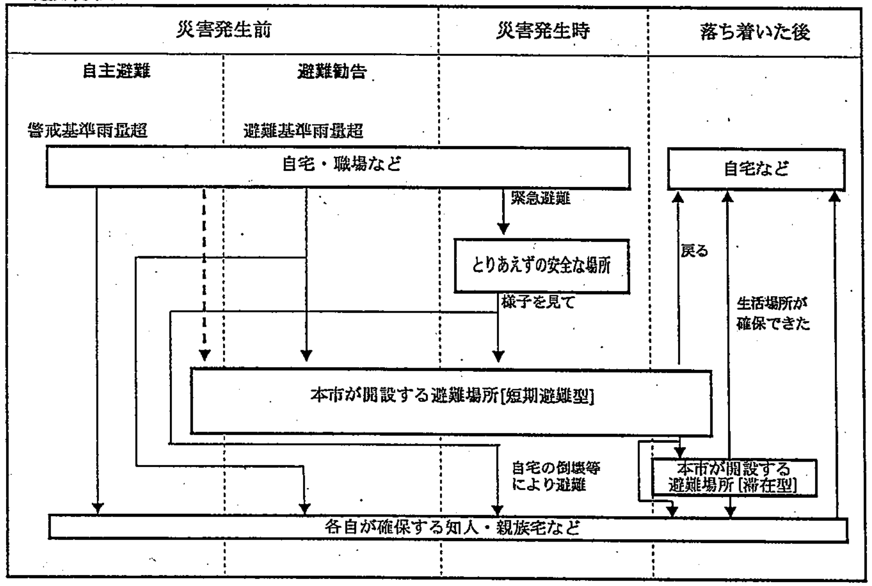

修　正　後

2　避難方法

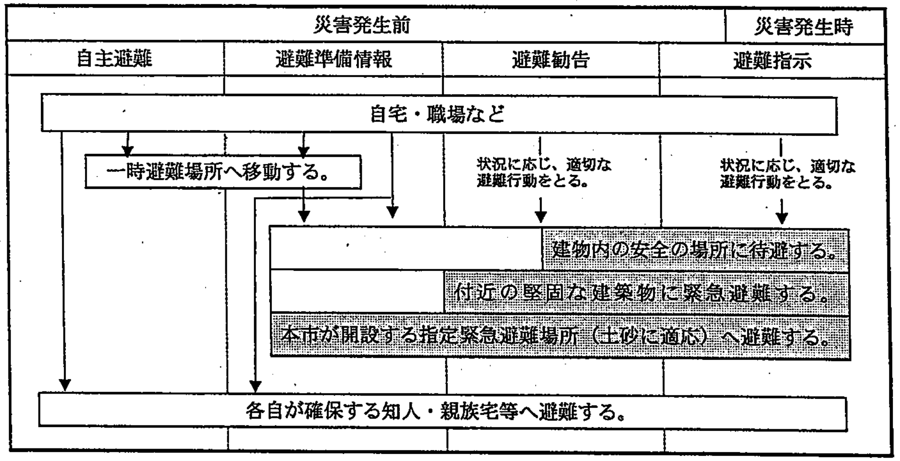

修正前	修正後
3　（略） 4　土砂災害警戒区域における警戒避難体制 　土砂災害防止法第６条の規定に基づき土砂災害警戒区域の指定を受けた区域（別表第１２参照）について、次のとおり警戒避難体制を定める。 (1) 本市と指定区域の住民等は協力して、避難場所及び避難路を選定し、周知する。 (2)　指定区域の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合や本市から自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）があった場合は、あらかじめ自分で決めておいた知人宅等に避難する。 　また、指定区域内の要配慮者等避難に時間を要する者は、あらかじめ定める自主防災組織等の避難支援者等の支援を受け、避難場所等に避難する。 (3)　指定区域の住民等は、本市から避難勧告・指示があった場合は、あらかじめ定められた避難場所等に避難する。 (4)　本市と指定区域の住民等は協力して、迅速かつ適切な災害対応を図るため、避難場所、避難経路、緊急連絡先（網）や居住者状況等を記載した帳票を作成し、相互に保持する。 (5)　本市は、気象台から大雨注意報が発表され、引き続き降雨があると予測される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。 (6)　本市は、雨量が警戒基準雨量に達し、引き続き強い雨が見込まれる場合は、自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）、また、避難基準雨量に達し、引き続き強い雨が見込まれる場合は、避難勧告・指示を行う。 　この場合、広島地方気象台と広島県土木局砂防課が共同発表する土砂災害警戒情報を併せて判断する。	3　（略） 4　土砂災害警戒区域における警戒避難体制 　土砂災害防止法第７条の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域（以下、「警戒区域」という。）について、次のとおり住民等が行う警戒避難体制を定める。なお、本市は、土砂災害防止法第８条に基づく警戒避難体制を「基本・風水害編第２章、第２節、第４、６警戒避難体制の整備及び本計画別表第１２」のとおり定め、同法に基づき別表第１３に掲げる施設に対して、土砂災害に関する情報等必要な情報を広島市防災情報メール配信システムにより伝達する。 (1)　平時から行う事項 ア　警戒区域の住民等は自らの住む地域の危険性を把握する。 イ　土砂災害は発生を予測することが難しいこと、命の危険を脅かすことが多いことから、気象情報や避難勧告・指示等の発令によって立ち退き避難をできるだけ早く行うことが必要であることを認識する。 ウ　土砂災害に対する避難勧告・指示等は、警戒区域を対象として発令されることを認識する。 エ　本市と地域住民等は協力して、避難所等及び避難路を選定し、周知する。 オ　本市と警戒区域の住民等は協力して、迅速かつ適切な災害対応を図るため、避難所等、避難経路、緊急連絡先（網）や居住者状況等を記載した帳票を作成し、相互に保持する。 カ　本市と地域住民等は協力して、土砂災害のハザードマップの作成を行う。 キ　土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域の範囲や避難所等、避難経路等を確認し、定期的に避難訓練等を実施する。

修　正　前	修　正　後
(7) 本市は、雨量が警戒基準又は避難基準雨量に達し、今後の降雨が見込まれない場合であっても、指定区域を巡視し、危険性の高い区域には、自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）又は避難勧告・指示を行う。 この場合、広島地方気象台と広島県土木局砂防課が共同発表する土砂災害警戒情報を併せて判断する。 (8) 避難勧告等の防災情報については、防災行政無線、広報車、サイレン、テレビ・ラジオ等の放送機関への協力依頼、携帯マイク、戸別訪問等あらゆる手段により伝達する。 (9) 避難にあたっては、自主防災組織等が中心になって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行うものとする。	(2) 緊急時に行う事項 ア 警戒区域の住民等は、気象台から大雨警報（土砂災害）が発表された場合は、広島市防災情報メール、テレビやラジオ、気象庁ホームページ、土砂災害ポータルサイトひろしま等から積極的に情報収集し、今後の気象状況に留意するとともに、避難のための準備を行う。夜間から翌日早朝までの間に強い雨が降る可能性がある場合など必要に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅等への自主避難を行う。 また、必要に応じ、土砂災害の影響がない一時避難場所等を地域で自主的に開錠する。 イ 警戒区域の住民等は、小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主避難するとともに、身の安全を確保したうえですぐに区役所や消防署に連絡する。 ウ 本市から避難準備情報の伝達があった場合は、避難の準備を行うとともに、必要に応じ、別表１２のうちから本市が開設する避難所やあらかじめ自分で決めておいた知人宅等に自主避難する。 特に、警戒区域内の要配慮者等避難に時間を要する者は、あらかじめ定める自主防災組織等の援助者等の支援を受け、本市が開設する避難所に避難する。 エ 警戒区域の住民等は、本市から避難勧告・指示等があった場合は、あらかじめ決めておいた知人宅、や本市が開設した避難所等へ直ちに避難する。 ただし、急激な気象変化により避難所が開設されていない場合や、屋外を移動することでかえって危険な場合は、近隣のより安全な場所や堅固な建物の上階へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内でも上階のしかも山の反対側に待避する。 オ 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 カ 避難に当たっては、自主防災組織が中心になって、要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行うものとする。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 １３５

第５　避難場所の開設等

1　避難場所の開設《各区区政調整課・地域起こし推進課、財政局各市税事務所・収納対策部各課》

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、地域防災計画資料編に定める避難場所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、職員を派遣し、避難場所を開設する。

開設に当たっては、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者に考慮した居住スペースの設定に努める。また、仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあっては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織の代表者等に対して開錠を依頼し、その後職員を派遣するものとする。

2～4　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　避難所を危険度の各段階に応じて開設する旨を規定

第５　避難＿所の開設等

1　避難＿所の開設《各区区政調整課・地域起こし推進課、財政局各市税事務所・収納対策部各課》

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、地域防災計画資料編に定める避難＿所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、職員を派遣し、避難＿所を開設する。

開設に当たっては、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者に考慮した居住スペースの設定に努める。また、仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあっては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織の代表者等に対して開錠を依頼し、その後職員を派遣するものとする。

2　避難所等の段階的な開設《各区区政調整課・地域起こし推進課、財政局各市税事務所・収納対策部各課》

避難所は下表のとおり、災害の危険度の各段階に応じて開設することとする。

避難情報	避難所等
注意喚起 （自主避難の呼びかけ）	必要に応じ、事前に地域で定めている一時避難場所等を必要に応じて自主的に開錠
避難準備情報	原則として、小学校区に１箇所拠点的な公的避難所を開設
避難勧告・避難指示	必要な公的避難所を順次開設

3～5　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第６節　避難体制の整備	頁 ３４

第６　避難場所の開錠

避難場所の開錠については施設管理者等による開錠を原則とするが、気象、災害等の状況により施設管理者等による開錠が不可能な場合に備えて、地元自主防災組織による開錠が行えるように体制を整備する

修　正　後
修　正　理　由 ○　避難所の迅速に開錠するため、自主防災組織のほか、地域内の他の団体の協力を得ながら、複数人が開錠できる体制とすることを規定

第６　避難所の開錠

指定緊急避難場所、生活避難場所（以下、「避難所」という。）の開錠については施設管理者等による開錠を原則とする。

ただし、気象、災害等の状況により施設管理者等による開錠が不可能な場合に備えて、地元自主防災組織による開錠が行えるよう複数人に鍵を寄託するなどの体制を整備するほか、自主防災組織及び地域内の他の団体との連携を密にし、開錠体制の充実を図るとともに、定期的な開錠訓練を行うなど、迅速な開錠が行える体制を整える。

修　正　前	
基本・風水害編 第２章　災害予防計画 第２節　風水害予防計画	頁 ２１、２２

第４　土砂災害・宅地災害等の予防対策

１　がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策

(1)～(5)　（略）

(6)　啓発活動の推進《消防局防災課》

山・がけ地周辺の住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布＿＿＿等を積極的に推進する。

２　土石流災害の予防対策

(1)　（略）

(2)　啓発活動の推進《消防局防災課》

土石流危険渓流を住民へ周知し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布＿＿＿等を積極的に推進する。

３～５　（略）

６　警戒避難体制の整備《下水道局河川課、消防局防災課、各区地域起こし推進課》

＿＿＿＿＿＿＿＿

土砂災害防止法に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める（水防計画別表第１２において規定）。

国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、避難勧告の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

なお、警戒区域内に、要配慮者利用施設がある場合は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとし、土砂災害に関する情報の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム又はファックス等による。

修　正　後
修　正　理　由 ○　土砂災害警戒区域の居住者に対しては、自分が住んでいる所を危険と認識してもらうため、ハザードマップの作成・配布のほか、ホームページなどにより危険な地域に住んでいることを認識してもらうことや、避難勧告等の対象地区について、住民説明会などにより周知を図ることで、避難情報の伝達により住民の避難行動を促す旨を規定。

第４　土砂災害・宅地災害等の予防対策

１　がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策

(1)～(5)　（略）

(6)　啓発活動の推進《危機管理室災害予防課》

山・がけ地周辺の住民に対し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布、訓練等を積極的に推進する。

２　土石流災害の予防対策

(1)　（略）

(2)　啓発活動の推進《危機管理室災害予防課》

土石流危険渓流を住民へ周知し、自主防災意識の啓発を図るため、防災教室の開催、防災パンフレットの配布、訓練等を積極的に推進する。

３～５　（略）

６　警戒避難体制の整備《下水道局河川課、危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

(1)　警戒避難体制

土砂災害防止法に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める（水防計画別表第１２において規定）。

国又は県から、土砂災害防止法に基づき土砂災害緊急情報が通知された場合は、避難勧告の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用による防災情報の発信等により住民への周知を図る。

なお、警戒区域内に、要配慮者利用施設がある場合は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとし、土砂災害に関する情報の伝達方法は、広島市防災情報メール配信システム又はファックス等による。

(2)　住民への周知

土砂災害から生命・身体の被害を防止するためには、住民自らが土砂災害に関する各種情報をあらかじめ把握し、緊急時に行政側からの避難勧告等に従うのみならず、自らの判断による場合を含め事前避難を行うことが重要である。このため、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるよう、平常時から住民の防災意識の向上を促すため以下に掲げる事項について、住民説明会、防災講座、広報紙、広島市ホームページ、ハザードマップ及び地理情報システム（ＧＩＳ）の活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知するとともに、住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組みを行う。

修　正　前	修　正　後
	ア　土砂災害に関する情報 土砂災害警戒区域ごとに想定される土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害を発生させるおそれのある土石流等の危険箇所、土砂災害警戒区域の範囲等 イ　過去の土砂災害に関する情報 当該地域及びその周辺地域において、過去に発生した土砂災害の種類とそのときの降雨状況、被災状況等 ウ　土砂災害の発生のおそれを判断する雨量等に関する情報 土砂災害に関する危険性を推定し、警戒、避難を行う際の目安となる土砂災害警戒・避難基準雨量や土砂災害警戒情報に関する情報の意味とその入手方法及びそれを入手した際にとるべき基本的な行動 エ　土砂災害の発生のおそれがある場合の避難に関する事項 避難準備情報及び避難勧告の発令対象区域は土砂災害警戒区域を基本とすること、設定された避難経路、避難所の所在、サイレン等の設置位置、電話連絡網等の土石流等のおそれがある場合の住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアル等

修　正　前	
基本・風水対策編 　第２章　災害予防計画 　　第７節　防災教育・訓練及び調査研究	頁 ３６

第１　防災知識の普及

１　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、消防局防災課・予防課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」では、１週間分以上とされている。）の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、市民の意識啓発や行動力の向上を図る。

(1)　広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

ア　（略）

イ　（略）

ウ　様々な条件下での災害時における心得・行動（身の安全の確保、火の始末等）、緊急地震速報利用の心得

エ　その他必要な事項

(2)　（略）

２・３（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　気象情報の意味とその入手方法等について住民に周知するとともに、住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組について、防災教室等を通じ行うことを規定する。

第１　防災知識の普及

１　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局予防課・各消防署》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」では、１週間分以上とされている。）の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、気象情報の入手方法やそれを入手した際にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動、避難所等での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、平時から市民の意識啓発や行動力の向上を図り、住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。

(1)　周知の内容

主な周知の内容は、次のとおりとする。

ア　（略）

イ　（略）

ウ　防災情報（気象情報等や災害情報）の意味、入手方法

特に、「注意喚起（自主避難の呼びかけ）」、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」の意味の周知に努める。

また、避難勧告等は、通常、注意喚起（自主避難の呼びかけ）から避難指示まで段階的に発信する。

エ　防災情報を入手した際に住民がとるべき行動、基本的、具体的な避難行動（安全確保行動）

（ア）避難（行動）は、避難所等に移動することだけではなく、避難所等以外の安全な場所へ移動することや、屋内の安全な場所に留まることなどがあること。

（イ）急激な気象情報の変化に伴う避難勧告の場合は、避難所の開設がされていないことがあるため、避難所以外の安全な場所へ移動することが必要になる場合があること。

（ウ）屋外を移動することがかえって危険な場合は、屋内の安全な場所に留まることが必要になる場合があること。

オ　様々な条件下での災害時における心得・行動（身の安全の確保、火の始末等）、緊急地震速報利用の心得

カ　その他必要な事項

(2)　（略）

２・３（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第７節　防災教育・訓練及び調査研究	頁 ３９

第４　災害教訓の伝承《消防局防災課》

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、市民に災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

修　正　後
修　正　理　由 ○　本市で発生した災害教訓の伝承や住民の防災意識の高揚を図るための取組を規定

第４　災害教訓の伝承《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、市民に災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

特に、本市で大きな被害が発生した災害の教訓等を、年月の経過とともに風化させないために、地域において行う土砂災害に関する防災訓練等を行う際には、６月２９日や８月２０日に合わせて実施するなど、地域の災害環境に応じた研修や訓練等を通じて災害教訓の伝承や住民の防災意識の醸成を図る。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第７節　防災教育・訓練及び調査研究	頁 ３６

第１　防災知識の普及

１　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、消防局防災課・予防課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」では、１週間分以上とされている。）の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、市民の意識啓発や行動力の向上を図る。

⑴　広報の内容

主な広報の内容は、次のとおりとする。

ア　（略）

イ　（略）

ウ　様々な条件下での災害時における心得・行動（身の安全の確保、火の始末等）、緊急地震速報利用の心得

エ　その他必要な事項

⑵　（略）

２・３（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　住民が受け取る情報に基づき、適切な避難行動をとれるよう、避難情報を発信する意図を広報し、住民に周知する旨を規定する。

第１　防災知識の普及

１　市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、消防局予防課・各消防署》

防災週間や防災行事等を通じ、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分（「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」では、１週間分以上とされている。）の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、注意喚起（自主避難の呼びかけ）、避難準備情報、避難勧告、避難指示（以下「避難情報」という。）の入手方法やそれを入手した際にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動、避難所等での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。

このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、市民の意識啓発や行動力の向上を図り、住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。

⑴　周知の内容

主な周知の内容は、次のとおりとする。

ア　（略）

イ　（略）

ウ　防災情報（気象情報等や災害情報）の意味、入手方法

特に、「注意喚起（自主避難の呼びかけ）」、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」の意味の周知に努める。

また、避難勧告等は、通常、注意喚起（自主避難の呼びかけ）から避難指示まで段階的に発信する。

エ　防災情報を入手した際に住民がとるべき行動、基本的、具体的な避難行動（安全確保行動）

（ア）避難（行動）は、避難所等に移動することだけではなく、避難所等以外の安全な場所へ移動することや、屋内の安全な場所に留まることなどがあること。

（イ）急激な気象情報の変化に伴う避難勧告の場合は、避難所の開設がされていないことがあるため、避難所以外の安全な場所へ移動することが必要になる場合があること。

（ウ）屋外を移動することがかえって危険な場合は、屋内の安全な場所に留まることが必要になる場合があること。

オ　様々な条件下での災害時における心得・行動（身の安全の確保、火の始末等）、緊急地震速報利用の心得

カ　その他必要な事項

⑵　（略）

２・３（略）

修　正　前	
基本・風水害編 第２章　災害予防計画 第６節　避難体制の整備	頁 ３５

第９　住民への周知

災害時における住民の自発的な避難を容易にするため、本市の広報紙、各種ハザードマップ、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用による防災情報の発信、ホームページへの掲載、関係施設への掲出、防災教室等の利用、民間広報出版物への掲載、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤの活用等により、住民に避難場所・施設の周知徹底を図る。

修　正　後
修　正　理　由 ○　急激に気象が変化し危険度が高まった場合は、避難勧告は避難所の開設を待つことなく、迅速に発令すること、避難所へ移動することがかえって危険である場合は、避難所への移動ではなく、安全な場所で待避する必要があること等を規定する。

第９　住民への周知

災害時における住民の自発的な避難を容易にするため、本市の広報紙、各種ハザードマップ、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用による防災情報の発信、ホームページへの掲載、関係施設への掲出、防災教室等の利用、民間広報出版物への掲載、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤの活用等により、住民に避難所等の周知徹底を図る。

なお、住民に避難所等を周知する際には、次の事項を併せて周知するものとする。

１　急激な気象情報の変化に伴う「避難勧告」等の場合は、避難所がまだ開設されていない場合があるため、避難所等以外の安全な場所へ移動することが必要になる場合があること。

２　避難所等やそれ以外の安全な場所へ避難するため、屋外を移動することがかえって危険である場合は、避難所等への移動ではなく、安全な場所で待避することが必要になる場合があること。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第７節　防災教育・訓練及び調査研究	頁 ３８

第２　防災訓練の実施・指導《消防局防災課》

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間など　様々な条件を考慮するなど細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人市民等の要配慮者や女性の参画を得るとともに、要配慮者や男女共同参画の視点に十分な配慮がなされるよう努める。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

１～５　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　深夜、急激な気象変化、避難所が開設されていないことを想定した訓練を実施することを規定

第２　防災訓練の実施・指導《危機管理室災害対策課、各区地域起こし推進課、各消防署》

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における防災訓練では、深夜、急激な気象変化、避難所が開設されていないなど、様々な条件を想定して指導するとともに、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人市民等の要配慮者や女性の参画を得るとともに、要配慮者や男女共同参画の視点に十分な配慮がなされるよう努める。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

１～５　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第１章　総則 第２節　防災業務実施上の基本理念及び本原則	頁 3

第２　基本原則

本市及び防災関係機関等は、前記の基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等に当たるとともに、その実施に関しては、関係法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。

１～７　（略）

８　市民は、自ら災害教訓を伝承し、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

９　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　災害の被害を軽減するためには、「自助」・「共助」・「公助」が不可欠であるため、避難情報を市民の避難行動につなげる取組として、市民が自主的に避難情報などの連絡がとりあえる体制づくりに取組むことを規定

第２　基本原則

本市及び防災関係機関等は、前記の基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等に当たるとともに、その実施に関しては、関係法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従うものとする。

１～７　（略）

８　市民は、自ら災害教訓を伝承し、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、市民相互で避難情報などの連絡がとりあえる体制づくりに取組み、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

９　（略）